

参 考 資 料
計 画 課

① 在宅介護支援センター運営事業について

ア 在宅介護支援センター運営事業の評価基準の作成について

昨年5月に取りまとめられた「これからの高齢者介護における在宅介護支援センターの在り方に関する検討委員会」の中間報告では、在宅介護支援センターの活動状況に関する評価について、次のとおりふれられている。

「市町村が在宅介護支援センターの運営を委託するのは、社会福祉法人等の専門性に着目してのことであり、市町村が行うべき相談や指導が、自ら実施するよりも効果的・効率的に行われることを狙いとしている。

市町村は、こうした観点から、委託先による在宅介護支援センターの運営が適切に行われていることを常に確認すべき行政責任を有している。

このため、市町村は、在宅介護支援センターによるさまざまな活動を客観的に評価する基準を作成し、これに基づいて、委託先が行政事務の代行という重要な使命を適切に果たしているかどうか評価することとすべきである。

この評価の結果、委託先の活動が不十分なものである場合には、委託を打ち切ることが当然であり、こうした市町村と在宅介護支援センターの関係があつてこそ、在宅介護支援センターがサービス事業者や居宅介護支援事業者に対して指導的な役割を果たすことが可能となる。

同様に、市町村は基幹型在宅介護支援センターと地域型在宅介護支援センターの関係についても、活動状況の評価結果をもとに、その担当を入れ替えることも検討すべきである。」

これを受けて、全国在宅介護支援センター協議会では「評価基準作成委員会」を設置し、厚生労働省も参加する中で、在宅介護支援センターのさまざまな活動を客観的に評価するための項目等を盛り込んだマニュアルの作成について検討を進めているところである。同委員会では、各市町村が平成16年度からこれを活用できるよう検討を急いでおり、取りまとめが終わり次第、速やかに送付・公表する考えである。

在宅介護支援センター運営事業評価基準作成委員会 委員

(五十音順、敬称略)

委員	鏡 諭	埼玉県・所沢市保健福祉部高齢者いきがい課副主幹
	小林 優志	神奈川県・相模原市保健福祉部保健福祉総合相談課主査
	佐藤 和子	愛知県・弥富町第一在宅介護支援センターリーサルワーカー
	◎白澤 政和	大阪市立大学大学院教授
	田中 潤	東京都・東久留米市健康福祉部介護福祉課長補佐
	●中谷 陽明	日本女子大学助教授
	蓮井 敦	滋賀県・大津中央老人介護支援センター主査
	●浜野 修	全国在宅介護支援センター協議会総務広報委員長
	堀尾 慎彌	全国在宅介護支援センター協議会副会長
	●山本 繁樹	東京都・立川市社協在宅介護支援センターセンター長
	オブザーバー	厚生労働省老健局計画課 ケアタウン総合研究所 高室成幸

◎…座長

●…ワーキンググループ

イ 在宅介護支援センター運営事業実施要綱の見直しについて

在宅介護支援センターの役割については、「高齢者リハビリテーション研究会」の中間報告でもふれられている。

(例)

「入院医療から介護保険サービスへの移行に際しては、医療機関が、退院前の早期から介護支援専門員や訪問看護等居宅サービス事業者、在宅介護支援センターと十分な情報交換を行い、利用者が退院した際に迅速な初期対応がなされ、必要なサービスを切れ目なく利用できるようにすべきである。

このような情報の共有化や、利用者と専門職の連携を図るためには、地域における拠点が必要であり、市町村や在宅介護支援センター、都道府県の保健所など、その地域の実情に合った機関の機能強化を検討する必要がある。特に、在宅介護支援センターについては、地域包括ケアのコーディネーションを担う上での機能強化が必要である。」

「在宅介護支援センター運営事業実施要綱」については、こうした指摘も踏まえ、全般にわたって見直すこととしており、今後、詳細を詰めた上で、できる限り早期にお示ししたいと考えているので、各都道府県におかれては、本事業の実施主体である市町村において要綱改正を踏まえた適正な事業実施が行われるよう、指導・支援願いたい。

なお、現在、要綱に盛り込むことを検討している事項を例示すると、次のとおりである。

(例)

- 市町村は、事業の評価を実施すること。
- 市町村及び委託先の法人は、配置職員の選定に留意すること。
- 地域型支援センターの業務について
 - ・ 広く地域の関係者が参加する会議を開催すること。
 - ・ 要援護高齢者等の「生活機能の低下を予防する」という観点から、実態把握や介護予防サービスの利用調整を行うこと。
 - ・ 痴呆性高齢者に対する支援について、早期対応の観点から取り組むこと。
- 基幹型支援センターの業務について
 - ・ 地域ケア会議には、市町村職員、居宅介護支援事業所の介護支援専門員も参加すること。

② 百歳以上長寿者調査について

百歳以上長寿者調査については、平成13年度から、表計算ソフトに調査結果を入力していただく方法に変更し、事務量の軽減を図ってきたところである。

しかしながら、百歳に到達する方は年間1万人を超え、また、百歳以上の長寿者の総数が平成15年度には2万人を超えるなど、都道府県・市町村では、氏名の表記の正誤や名簿の公表・非公表等の確認業務が著しく増大しているところである。

については、平成16年度から、氏名等の確認を全国の上位百名までに限定するなど、業務の簡素化を図る予定である。

おって、平成16年度の調査方法を通知するとともに、平成15年度の最終データが反映されている「平成16年度版の入力用ファイル」を送付することとしているので、各都道府県等におかれては、調査漏れ・氏名の表記の誤り等がないよう特段の御配慮をお願いする。

なお、各都道府県等ごとの年齢・男女別人数など基礎的データについては、これまでどおり把握することとしているので、申し添える。

③ 痴呆性高齢者グループホームに関する調査結果について(老健局計画課調べ)

平成15年10月1日現在における痴呆性高齢者グループホームの現状について、各都道府県から提出のあったデータを取りまとめた結果は、以下のとおりである。

- 1 指定事業所数: 3,831事業所
 総ユニット数 : 5,752ユニット
 総定員数 : 49,887人

(参 考)WAM NET登録事業所数:3,727事業所(平成15年9月末現在)

2 建物形態

	事業所数
単独型	2924
併設型	888
不明	19
合 計	3831

3 併設施設の種別

	事業所数
特養	389
老健	281
医療	154
特養+老健	10
特養+医療	0
老健+医療	23
特養+老健+医療	0
その他	20
不明	11
合 計	888

※表中の「特養」は特別養護老人ホーム、「老健」は介護老人保健施設、「医療」は病院・診療所を指す。

4 居室面積

	事業所数	
	最小の居室	最大の居室
7.43㎡未満	31	10
7.43㎡以上9.9㎡未満	1036	674
9.9㎡以上	2678	2984
不明	86	163
合 計	3831	3831

5 家賃(月額)

家賃(月額)	事業所数
10,000円未満	212
10,000円以上20,000円未満	469
20,000円以上40,000円未満	1519
40,000円以上60,000円未満	882
60,000円以上80,000円未満	373
80,000円以上100,000円未満	78
100,000円以上150,000円未満	39
150,000円以上200,000円未満	2
200,000円以上	2
分類不能	255
合計	3831

※「分類不能」とは、居室によって家賃に差があるもので2つ以上の区分にまたがるもの、不明、応能負担(公営住宅のため)である。

・1事業所当たり平均額(月額) 36,147円

6 食材料費(月額)

食材料費(月額)	事業所数
10,000円未満	2
10,000円以上20,000円未満	38
20,000円以上30,000円未満	905
30,000円以上40,000円未満	1963
40,000円以上50,000円未満	732
50,000円以上60,000円未満	99
60,000円以上	46
分類不能	46
合計	3831

※1)1ヶ月当たり30.4日で計算。

※2)「分類不能」とは、実費としているもの、光熱水費込みとしているもの、不明、である。

・1事業所当たり平均額(月額) 34,238円

7 光熱水費(月額)

光熱水費(月額)	事業所数
5,000円未満	369
5,000円以上10,000円未満	606
10,000円以上15,000円未満	627
15,000円以上20,000円未満	589
20,000円以上25,000円未満	307
25,000円以上30,000円未満	95
30,000円以上	85
実費	287
分類不能	866
合計	3831

※「分類不能」とは、家賃込みとしているもの、季節によって変動するもの、電気器具の数に応じて変動するもの、不明、である。

・1事業所当たり平均額(月額) 12,388円

8 介護支援専門員の資格を有する計画作成担当者の有無

	事業所数
1名以上いる。	1455
1名もいない。	383
不明	1993
合計	3831

9 夜勤・宿直体制

	事業所数
夜勤体制	2443
宿直体制	1335
不明	53
合計	3831

10 法人種別×事業所数、ユニット数、定員数

法人種別	事業所数	ユニット数	定員数	(参考)WAM NET登録事業 所数
社会福祉法人	1013	1387	12045	996
医療法人	848	1406	12332	831
営利法人	株式会社	568	995	8735
	有限会社	1091	1574	13534
NPO法人	233	283	2342	229
その他	78	107	899	65
合計	3831	5752	49887	3727

※WAM NET登録事業所数は、平成15年9月末現在。

11 法人種別×ユニット数別事業所数

法人種別	ユニット数						
	1	2	3	4	5	6以上	
社会福祉法人	719	223	65	4	1	1	
医療法人	422	310	106	5	4	1	
営利法人	株式会社	265	184	115	3	1	0
	有限会社	689	326	73	1	2	0
NPO法人	188	40	5	0	0	0	
その他	57	13	8	0	0	0	
合計	2340	1096	372	13	8	2	

12 法人種別×居室面積別事業所数

○最小

法人種別	居室面積				
	7.43㎡未満	7.43㎡以上 9.9㎡未満	9.9㎡以上	不明	
社会福祉法人	3	101	895	14	
医療法人	4	169	657	17	
営利法人	株式会社	5	152	396	15
	有限会社	14	496	549	33
NPO法人	4	106	118	5	
その他	1	12	63	2	
合計	31	1036	2678	86	

○最大

法人種別	居室面積				
	7.43㎡未満	7.43㎡以上 9.9㎡未満	9.9㎡以上	不明	
社会福祉法人	2	71	892	48	
医療法人	4	116	702	26	
営利法人	株式会社	1	91	451	25
	有限会社	3	323	715	50
NPO法人	0	66	157	10	
その他	0	7	67	4	
合計	10	674	2984	163	

13 法人種別×家賃(月額)別事業所数

法人種別	家賃(月額)										
	10,000 円未満	10,000 円以上 20,000 円未満	20,000 円以上 40,000 円未満	40,000 円以上 60,000 円未満	60,000 円以上 80,000 円未満	80,000 円以上 100,000 円未満	100,000 円以上 150,000 円未満	150,000 円以上 200,000 円未満	200,000 円以上	分類 不能	
社会福祉法人	116	201	423	159	54	11	5	1	0	43	
医療法人	28	102	365	207	78	15	7	0	0	46	
営利法人	株式会社	12	19	153	180	110	20	16	1	2	55
	有限会社	38	96	448	281	106	22	11	0	0	89
NPO法人	11	37	93	41	22	10	0	0	0	19	
その他	7	14	37	14	3	0	0	0	0	3	
合計	212	469	1519	882	373	78	39	2	2	255	

都道府県
各指定都市 老人福祉施設等施設整備担当係長 殿
中核市

厚生労働省老健局計画課
企画法令係長
施設整備第1係長

小規模生活単位型特別養護老人ホームの整備に関する留意事項について

- 1 ユニットケアの普及につきましては、本年9月8日の「全国介護保険担当課長会議」でもお知らせしたとおり、①管理者研修とユニットリーダー研修の実施、②研修カリキュラムとテキストの作成、③施設改修マニュアルの作成などの取組みを進めているところです。
(同会議資料132ページ～134ページ参照)

こうした取組みは、特に介護の現場からの声を採り入れるために、ケアの専門家にご参加いただく場を設けて作業を進めているところであり、これら「ユニットケア研修に関するカリキュラム及びテキスト検討委員会」、「既存特別養護老人ホームでのユニットケア導入のための改修モデルに関する調査研究委員会」では、来年2月の報告書取りまとめを目指して、今夏以降、議論が重ねられてきております。

- 2 そこで、これまでのこれらの委員会でのご議論を参考にして、取り急ぎ、別添のとおり「小規模生活単位型特別養護老人ホームの整備に関する留意事項」を作成いたしました。

これは、小規模生活単位型特別養護老人ホームの整備に当たってとりわけ注意を要する事項とその趣旨を、まずは簡便に知っていただくことができるように、あえて項目を6つに絞って作成したものです。

- 3 各都道府県（市）におかれましては、平成16年度に整備を予定している小規模生活単位型特別養護老人ホームが適切にユニットケアを行うことができるものとなるように、この留意事項を活用して点検を行っていただきますようお願いいたします。

なお、小規模生活単位型特別養護老人ホームの運営や構造設備の基準につきましては、既に省令、解釈通知等でお示ししているとおりであり、今回の留意事項のみを遵守すれば足りるものではありませんので、誤解のないようお願いいたします。

- 4 また、平成16年度に整備を予定している小規模生活単位型特別養護老人ホームに関する指導に当たっては、本年8月8日の「都道府県等ユニットケア担当者会議」の資料なども活用していただきますようあわせてお願いいたします。

(注) 上記については、「一部小規模生活単位型特別養護老人ホームのユニット部分」、「小規模生活単位型の短期入所生活介護事業所」、「一部小規模生活単位型の短期入所生活介護事業所のユニット部分」にも共通です。

担 当：	厚生労働省老健局計画課 企画法令係（清水） 施設整備第一係（小林、岩本、櫻井）
電 話：	03-5253-1111（内線3928, 3929） 03-3595-2888（夜間直通）

小規模生活単位型特別養護老人ホームの整備に関する留意事項

(別添)

		解釈通知の関係部分	整備に当たっての確認
ユ ニ ツ ト 関 係	洗面設備	居室ごとに設けることが望ましい。 ただし、共同生活室ごとに適当数設けることとしても差し支えない。この場合にあっては、共同生活室内の1ヶ所に集中して設けるのではなく、2ヶ所以上に分散して設けることが望ましい。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 洗面設備は、清潔、整容、口腔ケアに不可欠であり、これを活用して生活のリズム作りを支援するケアが想定されているか確認する。 ○ 洗面設備の仕様が、こうしたことに配慮されているか確認する。(各居室に設けず、共同生活室内に設ける場合には、その数と配置についても同様。)
	便所	同上	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一人一人の入居者の自尊心や羞恥心に配慮し、排泄の自立を支援するケアが想定されているか確認する。 ○ 各居室に設けず、共同生活室内に設ける場合には、その数と配置が、こうしたことに配慮されているか確認する。
	共同生活室	入居者が、その心身の状況に応じて家事を行うことができるようにする観点から、簡易な流し・調理設備を設けることが望ましい。	<ul style="list-style-type: none"> ○ ユニットにおける日常生活の中心は共同生活室であり、特に食事は重要な生活場面であることから、これを活用して生活のリズム作りを支援するケアが想定されているか確認する。 ○ 食事の下準備から後片付けに至る場面の中に参加したり、こうした音やにおいを感じたりすることができる家庭的な環境が整備されているか確認する。 ○ キッチンの流し・調理設備などの仕様が、こうしたことに配慮されているか確認する。(コミュニケーションや見守りの観点から、対面式が望ましい。)
	ユニット間の距離、配置などと勤務体制	夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置することが望ましい。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各ユニットの定員規模と配置が、職員の勤務体制や動線を考慮したものとなっているか確認する。 ○ 特に、ユニット間の距離及び配置については、夜間及び深夜における職員配置を考慮したものとなっているか確認する。
浴室		居室のある階ごとに設けることが望ましい。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 浴室の配置が、入居者と職員の動線を考慮したものとなっているか確認する。(2ユニットに1ヶ所程度設けることが望ましい。)
準公共的空間 (セミパブリック スペース)		入居者が、自室のあるユニットを超えて広がりのある日常生活を楽しむことができるよう、他のユニットの入居者と交流したり、多数の入居者が集まったりすることのできる場所を設けることが望ましい。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 入居者が自室や自室のあるユニット以外にも居場所を持つことができるようになっているか確認する。

⑤ P F I 方式によるケアハウス事業の推進状況

1 東京都杉並区

- 14年 2月 実施方針公表（新型ケアハウス）
- 4月 事業者の募集を開始→資格審査の結果、13事業者が審査通過し、10事業者が応募提案書類を提出。
- 7月 事業者決定(株)ベネッセケア(現(株)ベネッセスタイルケア))
- 16年 4月 施設運営開始（予定）

- 16年 2月 実施方針公表（井草介護強化型ケアハウス）

2 千葉県市川市

- 14年 6月 実施方針公表
- 7月 事業者募集開始→審査の結果、3事業者が審査通過
 - ① (社福)長寿の里、(株)日本設計、大成建設(株)、スターツ(株)、上條建設(株) によるグループ
 - ②(株)ウエルピア、(株)三橋建設設計事務所、(株)大林組、大和工商リース(株) によるグループ
 - ③(株)ライフコミュニケーション、(株)松田平田設計、三菱重工業(株)、協栄ビルメンテナンス(株) によるグループ
- 11月 事業者決定（上記①の事業者）
- 16年10月 施設運営開始（予定）

3 愛知県高浜市

- 14年 8月 実施方針公表
- 9月 事業者募集開始→4事業者が資格審査通過。うち3事業者が株式会社

- 15年 2月 事業者決定、公表（株アサヒサンクリーン）
- 16年 4月 施設運営開始（予定）

4 東京都中央区

- 14年 3月 実施方針公表
- 9月 事業者募集開始→7事業者が応募
 - ①(株)ジャパンケアサービスを代表とするグループ
 - ②(株)メデカジャパンを代表とするグループ
 - ③(株)大林組を代表とするグループ
 - ④大豊建設(株)を代表とするグループ
 - ⑤大和ハウス工業(株)を代表とするグループ
 - ⑥(株)日本医療事務センターを代表とするグループ
 - ⑦(株)ライフコミュニケーションを代表とするグループ
- 15年 3月 事業者決定（上記①の事業者）
- 17年10月 施設運営開始（予定）

5 福井県鯖江市

- 15年 6月 実施方針公表
- 8月 事業者募集開始→3事業者が資格審査通過
- 16年 1月 事業者決定（（社福）わかたけ共済部）
- 17年 7月 施設運営開始（予定）

6 山口県山陽町

- 15年 9月 実施方針公表
- 12月 事業者募集開始
- 17年11月 施設運営開始（予定）